【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年11月５日
【ファンド名】	インダストリア （Industria）
【発行者名】	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー （Allianz Global Investors GmbH）
【代表者の役職氏名】	業務執行役員　トビアス C. プロス (Tobias C. Pross) 業務執行役員　ウィリアム・リュケン (William Lucken) 業務執行役員　インゴ・マイネルト (Ingo Mainert) 業務執行役員　ウォルフラム・ピータース (Dr. Wolfram Peters) 業務執行役員　カレン・プルース (Karen Prooth) 業務執行役員　トマス・シンドラー (Thomas Schindler) 業務執行役員　ペトラ・トラウツショルド (Petra Trautschold) 業務執行役員　ビルテ・トレンクナー (Birte Trenkner)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト市 ボッケンハイマー ラントシュトラッセ 42-44 (Bockenheimer LandstaBe 42-44, 60323 Frankfurt, The FederalRepublic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　三　浦　　健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　三　浦　　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

１【提出理由】

インダストリア(Industria)(以下「ファンド」といいます。)に関して、以下のとおりファンドの投資制限の変更がありましたので、金融商品取引法第24条の５第４項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第２項第３号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

Ⅱ　投資制限の変更

（イ）変更の内容についての概要

ファンドの投資制限が、以下のとおり変更されました。

(注)　変更箇所には下線を付しています。

投資制限

ファンドは、以下の制限に従って投資活動を行うことができる。

Ⅰ．投資法により課される制限

(中略)

⑧　証券貸付

証券貸付取引は、証券金融取引および再利用の透明性ならびに規制(EU)No．648／2012の修正に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規制2015/2365(以下「証券金融取引規制」という。)の要件を充足しなければならない。管理会社は、いつでも、証券貸付契約を解除することができる。契約により、貸付期間終了後、同一の種類、クオリティおよび数量の証券がファンドに再譲渡されなければならないことが合意されるものとする。ただし、貸借による証券の譲渡は、ファンドが十分な担保の差入れを受けることを前提条件とする。これには、現金支払の譲与、現金預金の譲渡もしくは質権設定、または証券もしくは短期金融商品の譲渡もしくは質権設定を伴う場合がある。担保の投資により生じた一切の収益は、ファンドの貸方に記入されなければならない。

(中略)

⑨　証券レポ契約

証券レポ契約は、証券金融取引規制の要件を充足しなければならない。「投資に関する特別条項」に規定された条件に基づき、管理会社は、ファンドのために、金融機関および金融サービス機関と、存続期間を最長12か月とする証券レポ契約を締結することができる。上記の金融機関および金融サービス機関は、かかる取引を専門とする一流の金融機関でなければならず、加えて広く認識された格付機関(ムーディーズ、S&Pまたはフィッチなど)からBaa3(ムーディーズ)またはBBB-(S&Pまたはフィッチ)以上を取得していなければならない。上記以外に、法的地位または本社所在地国に関する規制はない。ファンドが保有する証券を手数料と引き換えに貸し手に譲渡すること(レポ契約)、また適用される投資制限の範囲内で転売契約に基づき証券を購入すること(リバース・レポ契約)ができる。

管理会社は、いつでも、証券レポ契約を解除することができる。これは、存続期間を１か月とする証券レポ契約には適用されない。管理会社は、レポ契約を解除する場合、レポ契約に基づき売却された証券を返還するよう要求することができる。リバース・レポ契約の解除によって、金銭の全額または金銭の未収額を、現在の市場価格で返還することができる。ファンドが他のヘッジ方法を有する場合に限り、貸付証券および短期金融商品は、レポ契約の存続期間中売却されることができる。貸付証券および短期金融商品に関して、ファンドは、レポ契約期間の終了時に、買戻しの約束を遵守できなければならない。レポ契約は、いわゆる真正なレポ契約の形式に限り許可される。かかる取引において、レポ契約の貸し手は、特定の時期に、またはレポ契約の借り手により定められる時期に、自らが引き受けた証券を返還すること、または金銭の全額および利息を返済することを誓約する。

買戻し・売出し取引／売戻し・買戻し取引／マージン・レンディング取引

買戻し／売戻し契約および／または売戻し／買戻し契約は、ファンドに関して締結されていない。

ロンバート型貸付取引は、ファンドに関して行われていない。

トータル・リターン・スワップ(TRS)および類似する金融商品

ファンドは、証券金融取引規制に定められる要件に従い、トータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。)を締結することができる。TRSは、経済パフォーマンス全体(参照債務に関する利息収入および手数料収入、価格変動による損益ならびに貸倒損失を含む。)を他方当事者に移転するデリバティブである。プロテクションの買い手である一方の契約相手方は、プロテクションの売り手である他方の契約相手方に対し、原資産から生じる信用リスクおよび市場リスクのすべてを移転する。代わりに、プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手に対し、プレミアムを支払う。

ファンドの投資制限の項に詳述されるように、TRSは、特に、２つの異なるポートフォリオのパフォーマンスを交換する目的で用いられる(例：ファンドの特定資産のパフォーマンスと特定の戦略に従い運用される指数または外部ポートフォリオのパフォーマンスの交換)。TRSが用いられた場合、取引相手方は、各対象資産の構成または管理には影響を及ぼさない。選定された取引相手方は証券金融取引規制第３条の要件に従う。

さらに、ファンドは、TRSに類似する特徴を有する金融商品(いわゆる「差金決済契約」または「CFD」)を利用することができる。CFDは、トレーダーがすべての原金融商品の価格上昇(ロング・ポジション)または価格下落(ショート・ポジション)を利用することができるデリバティブである。CFDは、その潜在的な損益に対するレバレッジ手段である。CFDを利用することにより、ファンドは、株式、指数、商品または通貨ペアを直接的に取引することなく世界市場に参入することができる。

証券金融取引規制

ファンドは、以下の取引を締結することができる。

a) 「証券貸付」および「証券レポ契約」の項に定めるとおり、借主または貸主として、証券レポ契約および証券貸付取引契約（以下「証券金融取引」という。）

b) 「トータル・リターン・スワップ(TRS)および類似する金融商品」の項に記載されるTRS／CFD

ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用のためにTRS／CFDを締結することができる。ファンドが証券金融取引を行うことができるのは、効率的なポートフォリオ運用のためである場合に限られる。

ここでいう効率的なポートフォリオ運用目的には、リスクを軽減すること、コストを削減すること、およびファンドのリスク特性に合致する水準のリスクを負いつつ、ファンドのさらなる資本または収益を生み出すことが含まれる。

ファンドがTRSおよび／もしくはCFDならびに／または証券金融取引に投資する場合、関連する資産または指数は、ファンドの特定の資産クラスに関する原則、個々の投資目的および投資制限に合致する株式、債券、短期金融商品またはその他の適格な投資対象で構成され得る。

証券金融取引の対象となるファンドの純資産価額の割合

ファンドの純資産価額のうち以下に記載される最大割合および予定割合を、TRS／CFDおよび／または証券金融取引の対象とすることができる。

TRSおよびCFD（合計）	証券貸付取引契約	レポ契約／リバース・レポ契約
純資産価額の予定割合／最大割合（%）		
0／30	0／0	0／0

証券金融取引規制の要件に従い、上記の予定割合は上限ではなく、実際の割合は、市況を含むがこれに限られない要因によって時間とともに変化することがある。上記の最大値は上限である。

ファンドは、本項に記載される基準(法律上の地位、国籍および最低信用格付けに関するものを含む。)を満たしている取引相手方との間でのみTRS／CFDおよび証券金融取引を締結するものとする。

TRS／CFDの対象証券は、ファンドのために取得可能な資産またはファンドがその投資目的に従って投資可能な金融指数(指令2007/16/ECの第９条(1)に規定されるもの)、金利、為替レートまたは通貨である。

ファンドが受領することのできる担保のカテゴリーは、「担保戦略」の項に定められており、現金および非現金資産(株式、債券および短期金融商品等)が含まれる。ファンドが受領した担保は、後記「第２ 管理及び運営、３ 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(ｉ)純資産価格の計算、個々の資産の評価に対する特別規定」の項に定められる評価手法に従い評価されるものとする。

ファンドが借り手として証券貸付取引契約を締結する場合、ファンドは、その投資方針に従いファンドのために取得可能な資産のみを借り入れるものとする。

ファンドがTRS／CFDまたは証券金融取引の締結により担保を受領した場合、ファンドが保有する

担保の価値が下落するか、または流動性を欠くというリスクが生じる。また、取引相手方が債務不履行となった場合、TRSまたは証券金融取引に基づく取引相手方の義務を保証するためにファンドに差し入れられた担保の清算により当該取引相手方の義務が履行されるとの保証もない。ファンドがTRS／CFDまたは証券金融取引の締結により担保を差し入れた場合、ファンドは、取引相手方が差し入れられた担保を返還する義務を履行できなくなるか、または履行しようとしないというリスクにさらされる。

TRS／CFDおよび証券金融取引に当てはまるその他の一定のリスクの要約については、上記の項を参照のこと。

ファンドは、TRS／CFDおよび証券金融取引に関連して、その資産の一部を取引相手方に対し担保として差し入れることができる。ファンドがかかる取引に関し過剰担保である(つまり、取引相手方に対し過剰な担保を差し入れている)場合、ファンドは、取引相手方が支払不能となった場合にかかる過剰担保につき無担保債権者となるおそれがある。保管受託銀行もしくはその副保管受託銀行または第三者がファンドを代理して担保を保有した場合、ファンドの管理会社は、かかる事業体が支払不能となった場合に無担保債権者となるおそれがある。

TRS／CFDまたは証券金融取引の締結には法的リスクが伴い、かかるリスクは、法律もしくは規制の予想外の適用または契約が法的に執行可能でないこともしくは正確に文書化されていないことに起因して損失を招く可能性がある。

ファンドは、「担保戦略」の項に定める制限に従い、受領した現金担保を再投資することができる。ファンドは、受領した現金担保を再投資した場合、当該投資の損失リスクにさらされる。かかる損失が生じた場合、担保の価値は下落し、取引相手方が債務不履行となった場合にファンドに提供される保護が少なくなる。現金担保の再投資に伴うリスクは、ファンドのその他の投資対象に当てはまるリスクとほぼ同一である。

⑩ 担保戦略

(中略)

ｉ．流動性　すべての非現金担保は、短期間の通知であっても売却前に決定された評価額に近い価格で売却可能となるよう、流動性が高いものであり、かつ、規制された市場でのまたは国際取引システムの範囲内における透明性の高い価格で取引されていることを要する。さらに、受領される担保は、UCITS指令第56条の規定に準拠していることを要する。

(中略)

(ⅳ)損失を抑制するための措置（ヘアカット戦略およびギャップリスク・プロテクションを含む。）

ファンドは、担保として受領される資産の各クラスに関して明確なヘアカット方針を採用している。

ヘアカットとは、担保の市場価値を減額する際の比率である。管理会社は、一般的に、担保請求の期間における信用リスク、金利リスク、為替リスクおよび流動性リスクに備えるために、市場価値からヘアカットを差し引く。ヘアカットは、概して、関連する資産クラスの価格の変動性、資産を清算するために予想される時間、資産の満期および発行体の信用力などの要因に左右される。以下の最低ヘアカット水準が、各資産クラスに関して適用される。

・現金：ヘアカットなし

・政府、中央銀行および／または投資適格格付を有する国際機関により発行される債券：市場価値の0.5%

・投資適格格付を有する企業により発行されるその他の債券：市場価値の２％

・高利回り投資対象としての債券：市場価値の10%

・株式：市場価値の６％

変動性が高く（期間が長いためかまたはその他の要因によるかを問わない。）、流動性が低い資産は、一般的に、ヘアカットが高くなる。ヘアカットは、リスク管理部門の承認を得て定められるものであり、市況の変化によって変動する可能性がある。ヘアカットは、対象金融取引の種類によって異なる場合がある。例えば、OTC派生商品に関して適用されるヘアカットは、証券貸付取引に関して適用されるヘアカットとは異なる場合がある。概して、株式は、主要な株式指数に含まれている場合にのみ、担保として受け入れられる。満期までの残存期間が10年を超える債券に関しては、追加の（付加的な）ヘアカットが適用される。担保の通貨がファンドの基準通貨と異なる場合は、担保として受領される現金または証券に関して、追加の（付加的な）ヘアカットが適用される。

担保の範囲

(後略)

（ロ）変更の年月日

2019年11月４日

添付書類

１．在職証明

２．委任状